

第28期東京都青少年問題協議会
第8回専門部会

平成21年7月9日(木)
都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

午後 2 時 0 0 分開会

青山青少年課長 お待たせいたしました。本日はご多忙の中、また、大変暑い中を、青少年問題協議会第 8 回専門部会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。まだお見えになっていない委員もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただいまから開催させていただきます。

お手元に本日の資料をお配りしてございますので、ご確認をお願いいたします。

資料 1 は「青少年を性的対象として扱う図書類及び青少年に不適切な図書類に関する論点」でございます。資料 2 は「不健全図書、有害図書の指定方法について」でございます。

資料 3 は「青少年を性的対象として扱う図書類及び青少年に不適切な図書類に関する具体的施策について（たたき台）」という表のものでございます。資料 4 は「ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響に関する論点」でございます。資料 5 は「第 28 期東京都青少年問題協議会専門部会及び起草委員会の運営について（案）」をお配りしてございます。そろっておりますでしょうか。

それでは前田部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○前田部会長 それでは、早速ですが、「青少年を対象とした図書類のあり方」について審議をしてみたいと思いますが、まず、資料に関してのご説明をよろしくお願いいたします。

○青山青少年課長 それでは、主に資料 1、資料 2、資料 3 を使いまして、「青少年を性的対象として扱う図書類及び青少年に不適切な図書類に関する論点」ということで、前回の専門部会におきまして、実際にいろいろな具体的な図書が今、どういうことになっているかという実態を見ていただきながら、健全育成審議会の会長、それから、出版倫理協議会の議長のお二方よりヒアリングを行いました。ヒアリングの後の質疑、意見等をいただきました結果を資料 1 としてまとめてございます。

資料 1 ですけれども、ネット・ケータイのときも、今、資料 4 でもついておりますが、論点という形でつくりましたので、これと同じような体裁にしております。

中身といたしましては、議論を進める上でのスタンスということで、この中にも二つあるということで、青少年に見せてはいけないものと、青少年が中に描かれていることで悪影響があるもの、こういったものを分けるべきであるということで、特に後者のほうがより青少年の性的搾取を伴うから、あるいは助長する点で害悪の程度が高いというご意見がございました。

また、児童ポルノを議論する際には、表現のわいせつ性ではなくて、性虐待の問題として考えるべきであるというご意見がございました。

また、幼児の性表現を描いた漫画、ジュニアアイドル誌が、規制をかいくぐっているというよりも、そもそもこうした図書類に対する規制がないのが問題であるというご意見がございました。このあたりは議論を進める上でのスタンスということで総論的に書かせていただいております。

一番上ですが、まず「青少年を性的対象として取り扱う図書類への対応」ということで、そして総論ですけれども、中身としては、アニメ、漫画の児童ポルノ的なもの、それからジュニアアイドル誌的なもの、それから、いわゆる本当の法律上の児童ポルノ、こうしたものすべてにかかる共通の問題として、総論といたしまして、こうした青少年を性的好奇心の対象として取り扱っている図書類は条例で何らかの規制対象とすべき、また、大人だけが見ることとされていたとしても許すべきではないというご意見もございました。

また、出版倫理協議会などによる自主規制が働かない部分があるということがわかりましたので、行政が何らかの関与を、当面できるところからやっていくのがよいのではないかというご意見がありました。

今回、健全審の会長、出版倫理協議会の議長のヒアリングの中でのご意見も参考として載せたほうがわかりやすいかなと思われましたので、菱形で載せております。

健全審からは、児童を性的対象として扱うものについて、少なくとも不健全図書の指定基準に加えてもいいのではないかと、大人に対する閲覧、販売をどうするかというのは議論が分かれるけれども、業界の何らかの自主規制を求めていくべきということです。

また、出版倫理協議会は、自主規制の団体に加盟している会社の中ではこうしたものは発行していないけれども、やはりアウトローといえますか、少数派の社により、現実には市場に出回っていて、実際にこれを、自主規制団体として指導監督することは不可能であるといったお話がありました。

アニメ、漫画におけるいわゆる児童ポルノ的なものですが、こちらも実在しない青少年の性行為等を描写していても何らかの規制が必要ではないか、ただし、単純製造、単純所持を直ちに刑事罰の対象にはしないと、残虐な画像に限るなどの条件を課すことも検討すべきであるということでした。

言い忘れたんですけども、前回の第7回専門部会に出た意見と合わせまして、第1回のときに後藤委員から、児童ポルノに関するご発表と、その後の意見交換がありましたの

で、その2回分の意見をまとめております。ですので、前回出ていなかったご意見についてもここに載せております。

また、こうしたものでも、性器等の描写の鮮明なものは刑法でできるのではないか、また、こうしたものを制作したり読んだりする方は、その表現行為によって、逆に実際の行動に移さないというような、カタルシス理論というのでしょうか、また、性同一性障害などと同じように、持って生まれた嗜好であるということで、そういった考え方もあるということに留意すべきであるというお話もありました。

右側に移りまして、ジュニアアイドル的なものですが、大手ネット書店が特定ジャンルの有害図書自粛というような形で一括削除したようなものを、自発的、あるいは法制度を含めて促進していくべきであるという話。

それから親の話がありまして、こうした雑誌に子どもを売り込むような親は親としての責任を果たしていないのだから、罰則や警告を与えるべきという話です。

また、児童の搾取を伴うようなものというのは児童福祉法違反に問えるのではないか、親の同意といっても、正常な親の判断が前提となっているんだから、仮に法律が適用できないのであれば、一定の行為については条例で罰則などを書くべきではないかというお話しがありました。

これに関しては出版倫理協議会からも、親の問題もあるので、親のことも含めて考える問題であるというふうにいただいております。

4番目は児童ポルノへの対応ということで、こちらのほうに、後藤委員のご発表の中にご提案をいただいていたと思うんですけども、法律上の児童ポルノが主となるかと思えますけれども、プロバイダーによるブロックや、検索エンジンで児童ポルノが出て来ないようにするというような工夫が施せる、技術的にはできるはずなので、そういったことを条例で位置づけることが望ましいのではないかということで、そうした自治体の関与の可能性を開いてほしいというご提案がございました。

また、実際に被害を受けた子どもの精神的ケアや回復についても考えて行くべきである。また、児童ポルノを規制するには、そうした生育環境といいますか、トータルに世間の人に納得していただけるような説明が必要ではないかというご意見もそのときに出ておりません。

2に移りますと、こちらは「青少年に閲覧等させるのが不適切な図書類への対応」ということで、従来の健全育成条例の枠組みに従って、すでにいろいろカバーはされていると

ころですが、そこでカバーしきれないものがありますという話で、前回の記述を見ていただいたんですけども、小学生など低年齢の子どもたちが普通に読んでいる図書類、雑誌、漫画における過激な青少年の対応ということで、こういったものを肯定的に描かれているのは非常に問題だろう、世の中の流れだからといって甘く見てはいけない、悪しきにどんどん流れてしまうというご意見がございました。

また、健全審の会長からは、指定図書類という形には今なくなっていても、子どもたちに誤った性のイメージを植えつけるもの、また、肉体、精神両面から暴力的なものは何らかの対策をとるべきではないか。特に小中学生向けの図書というのであれば、保護者の気持ちもあるからということで、内容とか表現により、推奨下限年齢などのレーティングなど自主的な配慮の検討をしてほしいという話がありました。

出倫協の議長からは、世の中の流れといたしますか、社会通念といたしますか、わいせつなり、青少年に見せてはいけないという基準もちょっとずつ変わってきているということで、慎重なおっしゃり方をしておりましたけれども、性的表現をゼロにするという話ではないんじゃないか、実際、ベストセラー作家の作品などはどうなるのかというお話がございました。

(2)で、特定の出版社が何回も不健全指定を受けている事実を、健全審の会長からも指摘していただいたんですけども、そういったことに対しては厳正に対処すべきという話がありました。

その他といたしまして、前回いろいろお話があったんですけども、実効性があるかないかという問題はあるけれども、他県で導入されている包括指定が東京では導入されてなくて、個別指定オンリーでやっているようなので、やはり併用すべきではないかというお話がありました。

また、ケータイサイトで、過激な描写を伴う漫画がダウンロードできることにもペナルティを課すべきというお話がありました。

「その他」というジャンルで、健全審の会長ですが、やはり言論出版の自由は尊重すべきだけれども、何かしら大人社会の良識として制限措置を講じることが望ましく、出版者、販売者に、こうした意識を持って高いモラルを堅持してもらいたい。そういう意味では、そうした一定の関与を、第三者機関としての青少年健全育成審議会が関与しているということが大事なんじゃないかというお話をさせていただきました。

また、出版倫理協議会の議長からは、東京都の条例の特徴として、定義があいまいな有

害というのではなくて、物そのものが有害というのではなくて、青少年に不健全、健全な育成に影響を与えるおそれがあるというような用語を用いている。

包括指定の話にしましても、事務方は楽なんだけどという話だったんですが、個別指定の実施と自主規制の促進の両輪によって着実に条例を執行していくことだと。平成16年の改正後、実際に書店やコンビニでの区分陳列の状況というのは格段に改善していて、今、東京都内の状況が一番ちゃんとしているということで、指定図書の候補というのは、青少年が手にとりやすいような場所に、普通に買える場所に陳列されているところから購入するのですが、毎月の指定図書の冊数もずいぶん減少するなど、成果が見られているというお話をさせていただいております。

これに関しまして、資料2を別途つくっているんですが、前回、不健全図書の指定の方法について、個別指定と包括指定というお話が少し出まして、こちらにつきましては今回、諮問の対象にしていなかったということもありまして、事務局のほうで資料を特段用意していなかったんですけれども、ご質問いただいた時も少し説明が不十分になってしまって、正しくご理解いただけるような説明の仕方になっていなかったと思いますので、別途また調べたり、現在の状況を他県に問い合わせをするなどいたしましてまとめさせていただきました。

前回いらっしゃらなかった方もいるので簡単にご説明いたしますと、個別指定というのは東京都も他の道府県も採用している方法で、不健全図書にこの図書を指定しますということで指定をするやり方でございます。包括指定というのは、下の他道府県の概要のところにも書いてあるんですけれども、県によって数値が違うんですが、例えば卑猥なような姿態が5ページ以上とか、10ページ以上、何ページ以上ある場合、それから、全体のページ数の5分の1以上とか3分の1以上ある場合は自動的に、指定をするという行為を経ないで、すでに店頭には並んでいる段階で、その本が知事の指定を受けたものとみなすといった制度でございます。

東京都は包括指定を今とっておりませんで、前回、こういった図書の議論等をした、平成16年の第25期青少協があったんですけれども、その際にも導入したらどうだろうというお話がございました。しかし、いろいろご議論をいただいた結果、理由といたしましては、資料2の一番右下の枠のところ、包括指定の運用状況がいろいろ書いてあるんですけれども、第三者機関の判断を絡ませずに指定をされてしまう、そういう手続的な、瑕疵と言うまでもないですけど、手続的にそれでいいのかという話もありましたし、どの本

がそれに当たるかというのがわからないので、各販売店、本屋さんやコンビニの店頭で、これはそれに当たるのかなあ、どっちかわからないなあと迷われながら、その本屋さん達に不健全性の判断をゆだねているので、取り扱いにばらつきが生じるとか、内容によらず、量的な規制だけで不健全性を問うことの是非がある等のことがありまして、16年の第25期青少協の答申の際には、自主規制を今後もっと進めていただくことにして、その改善の動向を見守ることとして、包括指定については導入を見送るという結論が出されました。

東京都のほうに目を移していただきたいんですけども、東京都は、指定の制度ということでは個別指定オンリーという言い方になるんですけども、実際には自主規制と車の両輪のような形でやっております、条例上は、他県にはない概念ですが、表示図書という概念がございます。

こちらはどういうものかということ、本に18禁マークとか、漫画であれば成年コミックマークがついているんですが、これを自主規制団体自らが東京都の条例の基準に照らして、この本は青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めた場合にはその旨の表示を行わなければいけない、その表示図書については包装したり区分陳列をしなければいけないということになっております。

実際には、他県で包括指定というようなことで指定されていることになっているものというのは、東京都の表示図書とほぼ重複しているような状態ですけども、実際の取り扱いにおいては、他県では包括指定になっているものも、どれがそれに当たるかなかなかわからないので、右下の枠のところに波線が入っておりますように、判断の容易性から、東京都の表示図書に当たるものが包括指定として取り扱われているのが実態だけれども、区分陳列が徹底しておらず、運用段階での実効性の確保が困難であるということでございます。

東京都は16年の条例改正で、より自主規制に縛りをつける形で条例上義務づけてやってもらったことになったんですが、その後5年間の間どういう成果があったかということですけども、運用状況のところにも書いてございますが、平成16年度条例改正の効果によりまして、出版社や書店、コンビニエンスストアにおける自主規制、すなわち青少年の売り場所と大人の売り場所を分けるという区分陳列の取り組みが進みまして、実際に個別指定をする図書数が減少いたしましたところです。

2枚目に別紙の形で表をつけているんですが、平成11年度から20年度の「不健全図書指定状況」ということで、網をかけた部分からが、16年に改正した条例が施行された

部分ですが、それまでは月10何件、年間100何件という個別指定を行っておりました。ところが、その後条例が施行されてからは、業界がマークをつけた表示図書、表示をつけるというのももちろんありますし、表示をつけたものが、実際の現場において区分陳列なり包装なりということが進んだこともありまして、特にコンビニの店頭などで、不健全図書に指定しなければいけないものがなくなってはいませんけれども、前の状況に比べれば圧倒的に少なくなったという状態でございます。

そういった意味では、完璧では決してないんですけども、他県の状況を今見ていただいたんですけども、他県では、私どもが表示図書ということでマークをつけていて、実際には青少年の手にとれる場所に売られていない図書類なども個別指定がされていたり、包括指定ということで、指定されたことにみなされている図書類の中から例示として、こういったものが包括指定になっています、だけど、ほかにもたくさんありますというようなことで県民の方にお知らせしたりといった運用がなされているようでございます。

また、補足的にも書いてありますが、日本フランチャイズチェーン協会加盟店、大手コンビニエンスストアでは自主規制を、フランチャイズチェーン独自でやっているんですけども、そこにおきましても、各県や東京都で個別指定した図書類及び東京都の条例の表示図書類というのは取り扱わないということになっております。

事務局としては、第25期の答申をいただいた以降、表示図書制度、今の制度が変わって、他県と同じような形で包括指定を導入すべき特段の事情は生じていないのではないかと考えております。

先ほど申しましたとおり、他の都道府県で包括指定を受けているとみなされている図書類の範囲というのは、実際を見ますと、東京都の表示図書とも重複しているんですけども、包括指定を導入することによって、出版業界等の自主規制が後戻りしてしまうのではないかとということで、本の不健全性の判断を販売店の判断にゆだねることになるのですが、その実効性が上がっているかどうかというのを、職員が全部立入調査するわけにも物理的にいきませんので、そうすることによってかえって、これまで業界によって進められてきた自主規制の協力が一切行われなくなってしまうおそれが高いのではないかと考えているところでございます。

不健全図書の指定方法につきましては前回も議論がありましたので、一応このようなことで、今、事務局としては、こういった状況で調査もいたしまして、考えているところでございますということをご報告させていただきます。

資料3に移ります。こちらはインターネット・ケータイのところで作らせていただきましたものと同じ形式、様式で、図書類の関係について具体的施策をつくりました。

「現状や問題点」というところは、これまでの問題等、ある程度簡略に要約したような形となっております。右端は参考事項ですけれども、真ん中では、解決のためにどういった施策をとるべきか、また、国等に要請すべきか、条例に盛り込むべきかということですけれども、ある程度皆様からいただいたご意見でつくった論点なども踏まえまして、こういったイメージになるかということで、ある程度具体性を持たせるために事務局のほうで少し書き込んでおりますけれども、たたき台でございますので、こうしたものを基にたたいていただければという趣旨ですので、こうしないといけないというふうなことではございません。

「現状や問題点」の ですが、これは漫画の児童ポルノの話です。現状や問題点といたしましては、実在しない児童の性行為等を描写したアニメは、児童ポルノ禁止法の提供が禁止されているもの、児童ポルノではないので、これをつくったり、誰かにあげたりというようなことは禁じられてはおりません。その中身の表現が性的感情を刺激しというようなことで、程度が高ければ、前回見ていただいた本などもそうなのですが、自主規制が施されておりますので、成年コミックというマークがつけられて出版されております。ですので、先ほども申しました表示図書として、都の条例上は扱われます。そうなりますと、青少年等には、実際には店頭で見ることないし、販売されることもないということになります。

しかし、表現が直接的なものではないものでありましたら、例えば児童、特に高校生とかよりも低い年齢の未就学児、小学生といった、かなりロリコン物というような、そういった児童が性行為をしているような描写や設定などであっても何らの規制対象とはなりませんし、青少年でも閲覧することができます。

また、そもそも論となるのかもしれませんが、大人の娯楽であったとしても、そもそも児童を性的対象として扱うゆがんだ価値観を植えつけ広げるものとなるということで、規制をしてもいいんじゃないかという考え方ももちろんございます。

こちらにつきましては具体的施策の一案ですけれども、そうした媒体につきましても、少なくとも青少年には見せない基準に加えるというのであれば、例えば著しく児童の人格を否定する性的行為を容易に連想させるとか、文言は全く詰めきっていないんですけれども、そういったものを加えるとか、もしくは18歳未満か否かを問わず販売を自粛するよ

うに勧告する、規制対象の見直しを政府に要望するとか、とりあえずそういったことを案として載せております。

参考事項といたしましては、つい最近の話ですが、21年度、今年度6月2日でございますが、成人向け凌辱系ソフトということで、「レイプレイ」というゲームがございまして、こちらは英国から逆に入ってきたような形で、国内外の批判を受けまして、審査をするソフ倫が、このゲーム自体は成人対象だったので、全く青少年に売られないような形のものではあったんですけども、そもそも大人にも、非人道的といいますか、人倫にもとるといふことで、このような凌辱系ソフトの制作の禁止を決定するという自粛を働かしたという例があります。

児童ポルノ禁止法が6月26日から国会で審議に入っておりますが、その中の与党の改正案では、政府が、児童ポルノに類する漫画等、それと児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するようという規定がございます。民主党案では、そういった言及はございません。

ですが、ジュニアアイドルとか着エロという話ですけども、未就学児、小学生など低年齢の児童を被写体とした煽情的な描写のグラビア等には、児童ポルノ禁止法の適用例がほとんどない、きわめて少ないということで、児童ポルノの定義の3号という中に、衣服の全部または一部をつけない児童の姿態であって、性欲を興奮させ、または刺激させるものというのがあるんですが、これに該当するか否かの判断は、なかなか司法的には厳格だということで、実際には適用されておられません。

また、保護者が、自分の子どもを被写体とすることに同意している場合は、撮影者などを児童福祉法違反で取り締まるのがなかなか難しいということで、グラビア等のレベルの問題とも関係するようですけども、なかなか今ある法律を適用するのは難しいということでございます。

こちら事務局段階の一案といたしましては、どういう定義をつけるかはあるんですけども、例えば下着、一部が露出している場合や、水着を着用した児童の姿態で、局部を殊更に強調するなど性的行為を連想させるものというようなものを、少なくとも子どもには見せない指定基準に加えるとともに、18歳未満か否かを問わず販売を自粛するよう勧告するというようなことはできるかどうかというようなもの。

それから、そういった保護者に対しても、法律で取り締まることができないことが前提のところですので、児童の心身の健全な育成に配慮するように勧告するとか、そういった

案をとりあえず出させていただきます。

参考事項としましては、ジュニアアイドルの画像なり、雑誌になったものに対する規制の関係ですと、去年の9月ごろですが、ジュニアアイドル画像を閲覧できる、お金のかかるサイトの提供を大手プロバイダーが停止したという件、それから、つい最近ですけれども、アマゾンがジュニアアイドル誌DVDの一部を、NPO、NGOの方の要請を受けてサイトから削除して販売を停止したというようなことがありました。

また、摘発例といいますか、検挙例ですけれども、19年11月、17歳女子の過激な水着姿のDVDを製造した方が児童ポルノ禁止法で逮捕されたんですけれども、児童福祉法違反で起訴されたという事案、また、最近ですが、ことしの2月に、16歳女子の過激な水着姿のDVDで、こちらは本人が写っている以外に、第三者が、写っている女の子の水着の下に手を入れてさわるシーンがあったということで、その製造業者が児童ポルノ禁止法で逮捕、起訴されたという事案がございました。

ページが変わりますが、は児童ポルノの話ですけれども、後藤委員にご発表いただいたようなところを参考にさせていただきますけれども、インターネット上の児童ポルノにつきましては、風俗営業法の規制のほかは、プロバイダーの自主規制により削除しているけれども、プロバイダーが把握するものは限定されているし、把握した場合でも削除率が低い、また、海外のサーバーを使用された場合は対応不可能というような問題、また、検索エンジンで入力すると大量に表示されるような問題ですけれども、それをプロバイダーが削除したり、検索結果の不表示というような自主規制を行った場合には、それをやった方に対して抗議とか損害賠償請求も逆に予想されるような問題だと伺いました。

これに関しましては、例えばブロッキングというようなことで、アクセスできなくする措置や、検索結果として表示させない措置をとることについて、法律なり条例なりで奨励促進すれば少し進むのではないかというような話がございましたので書かせていただいております。

また、児童ポルノの被写体となった児童の精神的ケアのあり方についても検討すべきということで、こちら書かせていただきました。

参考事項といたしましては、昨年、21年6月から警察庁のほうで児童ポルノ流通防止協議会を設置されまして、ブロッキングの実現に向けた技術的・法的な課題の整理・検討を開始したということでございます。

最後の二つは「青少年に不適切な図書類について」ということで、ですけれども、小

学生が読むような漫画雑誌、単行本の中には、読む子どもたちと同じような年代、ちょっと上の年代、小学生から見たら中学生とか、いずれにしても同年代の青少年の主人公による性的行為のようなものを露骨に描写した、しかも肯定的に描写した作品が散見されます。

これらは描き方のレベルでは、18歳未満の閲覧販売等を規制する不健全図書の指定基準をなかなか満たしてはいないんですけれども、こういったものを読むときに、保護者の指導を受けずに講読するなどということで、性に対する誤った認識を抱かせるおそれもありますし、また、そういった中身であるにもかかわらず、表紙など装丁、それ自体が連載されている雑誌が子ども向けとして広く一般に流通している場合など、低年齢の青少年向けとしてつくられている場合には、保護者自身が、その図書類が、自分の子どもの成長段階に適しているかどうかを外観から判断することは困難であるというような問題があります。実際にそういったものを買ってしまった方も、お母様方から苦情が来たりというようなこともあるんですけれども、これに関しましては、例えば青少年自身、それから保護者が外観から判断しやすいように、内容や表現によって、どこまで見せていいのかというような、下限年齢を表示する自主規制、レーティングをするように出版社の努力義務を定めるといった方がいいのではないかとということで書かせていただきました。

参考事項といたしましては、家庭用ゲームソフト、映画で導入されている年齢区分マークや年齢別レーティングを書かせていただきました。

ですけれども、図書類発行者、出版社に対しまして、現在は表示を、自分たちが、これは青少年に見せてはいけないという図書類に対して表示をする努力義務が課せられております。これは先ほど申しましたが、16年の条例改正でこのようになったところでございます。

ところが、こうした表示がなくて普通に売られている図書類というのは、知事による不健全図書の指定の対象となるのですが、都は図書類を個別に指定した場合は、指定を受けた出版社に対して、条例の趣旨を遵守するような指導を行っているところですが、2カ年で10回も指定を受けた出版社、3回以上指定を受けた出版社が11社もある。そういった、一部ですけれども、非常に悪質な出版社があります。

こうした出版社に対しましては、今、表示をする努力義務というのは、これを守らなかった出版社に対しては特段の制裁といえますか、そういうのが設けられていないところでございますので、何回も不健全指定を受けている出版社には、表示の努力義務を果たしていないということで、例えば勧告を行い、勧告に従わない場合は社名等を公表するという

ようなこともあり得るのではないかとということで書かせていただきました。

ほかに、すでにある規定といたしましては、定期的刊行物の場合には、雑誌ですけれども、もし4月号を指定した場合には、5月号以降は表示図書とするように勧告することができるかと、自主規制団体の申し合わせでは、東京都の不健全指定を連続3回また年通算5回受けた雑誌類は、次の号から18禁のマークをつけて、18禁を表示した帯紙をつけて発行するよというよな申し合わせがございます。

以上、雑駁でしたけれども、資料3までご説明をさせていただきました。

○前田部会長 どうもありがとうございました。

図書類に関して、ネットのものに比べますと回数は少なかったわけですが、ヒアリングをして論点を整理していただいたもの、それから、雑誌の規制に関しての資料2、補充的なご質問、資料3として対策といえますか、具体的施策についてのたたき台を示していただいたわけですがけれども、三つの資料のご説明に関してご質問はいかがでしょうか。

○吉川委員 資料3の2ページ目の「現状と問題点」のところなんですけど、インターネットの児童ポルノについては、風俗営業適正化法で規制されているほかは自主規制となっている点、これは児童ポルノ法では当然、児童ポルノの公然陳列は規制されているので何か意味があるのかという点ですね。

それから、削除率が低いという部分ですけど、少なくともホットラインセンターが公表している統計を見る限り、児童ポルノについて、プロバイダーに削除依頼した場合には非常に削除率が高いんです。たしか90%を超えていると思うんですね、年間で見ても。また、海外のサーバーを使用した場合でも、多くの国では児童ポルノが禁止されておりますので、相手国のホットラインセンターに対応を依頼することで、日本以上に強力に対応していただいているんじゃないかなと認識しています。

もう一つは、戻って、1ページ目の真ん中の部分ですけど、実在しない児童の描写について、例えばとして、著しく児童の人格を否定するというふうな案が書かれているんですけども、人格というのは人のことだと思うんですけど、たぶん人権侵害というふうな位置づけになるかと思うんですけど、人権というのは通常、自然人のことを言いますよね、前田先生。

これが人種差別とか属性差別のような表現だった場合には、それも自然人の集団の権利侵害ということなので、著しくそういった集団の人格を否定する表現という扱いができるかなと思うんですけども、実在しない児童の場合には人権というのがあり得ないと思う

んですね。だから、どっちかというところと公序良俗に反するというふうな整理にしたほうがやりやすいかなと思いました。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。今のご質問というか、ご指摘も含まれていると思うんですが、事務局のほうでご説明ありますか。

○青山青少年課長 のところは、ほかのところは別なんですけれども、後藤委員のご発表資料をほとんどベースにしたというのがあります。

○後藤委員 については「児童ポルノをプロバイダーが削除することについては」という趣旨です。「風適法で規制されているほかは」、そういう趣旨です。

削除率が低いというのは、ホットラインセンターの資料で64%じゃなかったでしたっけ。

○吉川委員 19年はそれぐらいになったかもわかりませんね。

○後藤委員 それを受けて、私は低いなと思って書いたという趣旨です。

○吉川委員 わかりました。海外の件は、ホットラインセンターの19年の統計が何かでござらんになられたんですかね。

○後藤委員 そうです。対応不可能というのは正確でないかもしれませんが、IWFとか、そういうところへ連絡するという。

○吉川委員 直接、ホットラインセンターから相手の国のプロバイダーには対応できていないですけど。

○後藤委員 行ってないということですよ。

○吉川委員 相手の国のホットラインセンターを経由して対応は可能ということですね。

○後藤委員 そういう意味では不可能というのはあれかもしれませんが、日本のプロバイダーに対してやっているような直接の要請はできないという趣旨で書かせていただきました。

○吉川委員 わかりました。

○前田部会長 事務局のほうからほかに。

○青山青少年課長 の「例えば」のところは、少しでも具体性を持たせようということで、今あるような条例の規定の書きぶりをなぞるような形で書いておりますので、これに関しましては逆にいろいろご意見をいただいて、いい表現が思いつかなかったものもありますので、いろいろご意見をいただけたらと思います。

○前田部会長 実在しない児童の描写、漫画みたいなものは、先ほどご紹介があったように、その児童ポルノに関しては今後検討を始めようというのが与党案としては出てきているという段階ですよ。

ただ、これに関しては、この青少協でもそうだったんですが、児童のポルノに関して、先ほどの包括指定か個別指定かどうかという議論もずいぶん反論があったんですが、それに比較にならないくらい、漫画を規制するということになると激しい議論が来る。

ですから、取り組むべきだと思うんですけども、外に出すときには、言葉とか、今ご指摘ありましたように、人格を否定する表現とか、かなり詰めてやっていかないと難しいかなと。

ただ、どう考えても、実在する人がいなければ、どんな漫画でも許されるというのはおかしいので、あと、それが175条のわいせつ物に当たらない限りは許されるというのは、皆さんかなりおかしいとは思っているんで、そろそろ前になさきゃいけないと思うんですが、出る以上は腰を据えていかないと、漫画の問題は非常に大変だと。

国のレベルも、児童ポルノで、与党案でやるということを書いただけで、ネットでもすごい数の脅迫メールとか、国会議員の担当にはものすごい来たという話を聞きましたけれども、だからこそやらなきゃいけないんだという感じもするんですね。

ほかにご指摘いただくことで、特に資料2の関係で、前回、住田委員からご指摘いただいたことを踏まえてご説明いただいたんですが、それに関して何か、住田委員のほうからご発言は？

○住田委員 ご丁寧な説明をありがとうございました。私も個別指定と包括指定の意味合いをよく理解しておりませんでしたので、はっきりここで理解することができました。

ただ、私としては、両方一緒にやることでより規制をかけられるのではないかという思いがあるものですから口に出したんですが、包括指定をすることで、書店のほうに非常に緩くなってしまうというような説明であると、本当にそうなのかなあというふうに、私もちょっと、自分の中で判断がつかかねております。

この辺、両方でやってきつくしていくといようなことができないだろうかという考えでいるんですけど、いかがでしょうか。

○前田部会長 加藤先生も近藤先生も、包括指定にするかどうかというのは、青少協のときに報告書を若干コミットさせていただいて、本当に難しいんだと思うんですね。

ただ、さっきご指摘があったように、包括指定だとかなり大ざっぱで問題があって、時

間的な問題とかいろいろあるということも事実で、その中間として、表示図書という新しいスタイル、ほかでやっていないものでやってみましょうという議論でまとまったんだと思うんですけど、われわれとしては、その後の状況の評価がどうなのかというのを知らなかったというか、見てなかったんですが、きょう見て、これはかなり成果が上がっているんで、自分たちがやったので成果が上がったという言い方は我田引水になりすぎてまずいんですが、さっきもお話しありましたように、これですべてということじゃなくて、より良いものがあれば、それに進んでいくということは、青少協といえますか、東京都としては当然だと思うんですね。

ただ、私もちゃんとフォローできてなくてあれだったんですが、包括指定と個別指定で包括指定をとったほうが単純にうまくいくということじゃないことだけはある程度はつきりして、あと、中間的な表示図書というので、ある程度うまくはいつている。ただ、ある程度をどう評価するかということで、先生、何かございますか。

○加藤副会長 いえ、特には。

○前田部会長 特によろしいですか。

新谷委員、今のことに関連してですね。じゃ、お願いいたします。

○新谷委員 ご説明ありがとうございました。私も理解が不十分で、包括指定と個別指定、包括指定をやってもいいんじゃないかと発言したんですが、ご説明を伺いまして、実効性があると。従来の規制、このやり方で十分機能して成果を上げているならば、あえて包括指定を入れていく議論に戻ることはないかなと思います。

マイナスの懸念があるのならば、それでいいと思うんですが、現在、規制が及ばないものがまだあると思います。そこが問題なので、従来のものに、規制が及ばないものに光を当てていく、手を入れていく、手を広げていくというようなものを積み重ねて、さらに厚く、規制といえますかシステム、そういったものの仕組みづくりをしていくことを期待いたします。

○前田部会長 ありがとうございました。

○野田委員 資料2の2枚目の不健全図書の指定状況という表ですが、率直な感想として、数は意外に少ないんだなという感想を持つんですね。これは個別の図書について、一つの本といえますか、シリーズではなく一冊一冊が一個の数字になっているという理解でいいんでしょうか。

○青山青少年課長 何とかかんとか第何巻、何とかかんとか何月号とか、そういう感じで

す。

○野田委員 そうしますと、今、新谷委員がおっしゃったように、もう少し対象となる図書はあるのではないかという、とても率直な感想で申しわけないんですが、そういう気がいたしました。

表示図書について、表示図書として指定されるものにつきましてはデータというものはあるのでしょうか。

○青山青少年課長 自分たちが指定したものは統計がとれるんですけども、目に入らないうちに売り切れるか、もしくはそのまま廃刊になってしまうものもありますので、雑誌だとある程度把握できるんですが、単行本とか一発物で、部数が大して多く出ていないものも考えると、こちらでなかなか把握がしづらいという感じです。

○野田委員 ありがとうございます。

○前田部会長 ほかにいかがでしょうか。

これから対応していくという意味では、資料3の「解決のためにとるべき施策」とか「条例に盛り込むべき事項」が重要な問題になってまいりますが、議論の時間が短かったので、ご指摘いただくことがあれば。

もちろん何回か議論する局面は出てくるとは思いますけれども、今の段階でご指摘いただくことがあればご指摘いただきたいと思いますが。

○吉川委員 まだうまく整理がついてないままの発言で申しわけないんですけど、資料3の の真ん中の部分の下の段落です。

「ジュニアアイドルの写真集などに、子どもがモデルとなることについて保護者が同意した場合に、児童の心身の健全な生育に配慮するよう勧告する」とあるんですけど、これができるのは、そういう書籍が発売された後になりますよね。そうすると、発売後に勧告しても後の祭りではないかなと思うところがあって、どうすればそれを事前にとめられるのかということを考える必要があるのかなということと、最悪、発売後の対応になるとしても、速やかに発売自粛とか禁止を実効性のある形で実施できるようなしくみも必要なのかなと思うんですね。そうしないと、次から気をつけますで終わっちゃうのかなと。

だから、例えばモデルとなる際に契約を交わしたりするんでしょうけれども、そのときに、だめか、どうしたらいいんだろうな。

製造する人間は、そういう目的で本をつくらうとしているのであまり自主的な対応は期待できないから、発売する販売店とか書店とか、仲介するどこかの部分に対して、こうい

った場合には速やかに発売を禁止するようという要請ができるようなしくみが必要なんですかね。

まとまらないままなんですけれども。

○前田部会長 ありがとうございます。今の点について事務局から何かありますか。

○青山青少年課長 そういったことも検討していく必要があると思います。

○前田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○新谷委員 資料3の のところですが、実在しない児童について、それがどうなのかという議論があるということですが、一般的に女性蔑視とか、この表現とか、こういうものは女性を蔑視しているということで、かなり糾弾されたり指摘されているのに、子どもだと、子どもが大人に凌辱されたり、性的に扱ったりしているものが、児童蔑視というもの変ですけども、十分、児童の人権とか人格を否定するものであるので、社会として、そういったものは糾弾していく、おかしいという姿勢を示すのは当然だと思います。何で子どもだけ、特定でないとそういったものが許されるのかというのが全く理解できない。女性蔑視、それと同じだと思っております。

児童ポルノという、極端な究極の表現ですので、アニメであっても漫画であっても、そういったものは社会として示していくべきだと私は思います。

それに関連して、論点の資料1ですが、これは参考資料ということで言及することはないと思うんですが、最初のところ、1の(2)「アニメ・マンガにおける青少年の過激な性行為等の描写について」、これも同じですが、一番下の○に、アニメ・マンガで青少年の性行為等を描写する者の言い分(カタルシス理論や、性同一性障害と同じだというスタンス)にも留意すべき」とありますが、これがこの協議会の姿勢ならば反対です。それがあっていうのなら、もう一つ並べていただきたいと思います。

こういったアニメがあるから、そういった人たちが犯罪を起こさないとか、児童を性的対象としていかなければ生きていけない人たちのために留意しなくてはならないから、そういったアニメや漫画を許すというのは本当におかしいことで、そういった視点があるのはいいですが、もう一点、そういったアニメや漫画があるからこそ、そういった人たちの性向といいますか、傾向を助長してしまうという点もあるという視点は加えていただきたいと思います。

実際にそういったものを見まして幻想を持って、どんどん、子どもはこういったものがある、こういったふうにしていいんだ、子どもはこういう反応を起こすんだというものを

信じてしまって、実際に子どもにいろんな性行為を行って、実際にみたら漫画と違う、大騒ぎする、それから、かわいいかわいい子のはずが、その犯罪者、加害者にもものすごい暴言を吐いてプライドを傷つけた、だから殺害した、そういった事例がたくさん警察のほうから報告されていると思うので、プラスとマイナスの面は両方、論点としても加えていただきたいなと思います。実際の犯罪を誘因したり、惹起したり、そういったものを助長する面もあるということ併記していただければありがたいなと思います。

○前田部会長 ありがとうございます。二つの点、後者のほうですが、これは外に出すのが非常に難しく、幾つかの審議会、国レベルでも東京都でもそうだったんですが、児童ポルノみたいなものがあるから幼児に対する虐待的なものが増えるのか、増えないのか、データが有るのか、無いのか、エビデンスを示せみたいな議論が必ずあるわけですね。

これに関しては警察で、こういうものがあつたからと、奈良のやつなんかそうなんですけど、それに刺激されてやったということがあつたことは事実で、それは新谷委員もおっしゃるとおりなんですけど、統計的に、こういうものがあるから増えたという立証は、データとしてはそんなに明確には無いんだということなんです。無いから影響していないというのも間違いだと思ふんですけれどもね。

ただ、一つだけ、そういうことに消極的な学者の世界でもはっきりしているのは、アメリカの研究でも、こういう性のことで、今のご指摘にもありましたが、女性とか子どもは虐待されると喜んでるんだという種類の描写、これは明らかに助長するということははっきりしている。だから、これは禁ずべきである。これはほぼ異論がないのだと思います。

ただ、ポルノがあることでとか、幼児姦みたいなものがあるから幼児姦がふえるという立証もないし、もっとないのはカタルシス理論で、これがあるから犯罪に至らないんだというのは、そのグループの人たちはおっしゃるけれども、エビデンスは何もないと思いますね。

ですから、あるところから先は水かけ論になってしまうんですが、最後は、法律の世界では常識で、こういうものがあつたら増えるという人が多い感じがあれば法的に禁止するのは当然。そのときに統計データがなければ禁止できないというのはナンセンスだと思いますね。

ただ、漫画家団体の人たちは、統計データが無いのにそういうことをする、そういうことを主張している学者のグループというのはインチキであるとか、めちゃくちゃだと。私

なんかもやり玉に上げられて10万単位のメールが来ちゃったりするんですね。

ただ、今申し上げた線が大体コンセンサスで、この問題をやっている人たちの、積極の側も消極の側も共通して認識しているところで、確かに新谷委員ご指摘のとおり、カタルシス理論みたいなものだけを強調するとずれてしまうのかなという感じはいたします。

もう一つ、さっき申し上げた具体的な施策のところですけど、幼児に対して性交するような漫画をどのように扱うかというところで、先ほど吉川委員がご指摘になったところですけども、片一方で児童ポルノは、後藤委員も主張されるように、現に被害者がいて、写真を写された人間の人格の侵害を中心に考えると。それだと、必ずしも性器が写っているかどうかは重要じゃなくてということだと思っんですね。

それは非常に大事なんですが、片一方で、風俗とか何かのほうでいくと性器がどれだけ写っているかで、都庁の側の文書も、民主党の中の文書と非常によく似ていて、民主党は、性器が大写しになっていないものは児童ポルノから除こうという提案をしているんですね。

それは非常に危険で、全裸の幼児の写真はやっぱり児童ポルノなんだと思っんですね。性器が強調されていなくても。

だからといって、性器が強調されたら、それは175条に当たらない限り、漫画で、警察の取り締まりなんかでいくと、性器が露骨に書いてなきゃ175条にならないんですよ。幼稚園児と性交している漫画でも、そこがぼかしてあれば175条にならなくて、175条でやればいいじゃないかという、そこはスポンと今、落ちている状況なんですよ。

それは警察をあまり非難してもかわいそうなので、いままでのわいせつ基準だと、性器がどれだけ露骨に何割くらい写っているかという、やっぱり構成要件に合うための明確性が要求されちゃうので、そうなっちゃうんですね。

ただ、児童ポルノの場合には、そこが克明に描写されてなくたっておぞましいものというのはあるんじゃないか。そういう方向で議論を前に進めていかないと、いつまでたっても、この間見せていただいてやっぱりびっくりしたんですけど、小学生低学年とか幼稚園児との性交みたいなものが平気で描かれていて社会に出ているというのはやっぱり異常ですよ。

児童ポルノという意味では、本人がいないんだから法益侵害がないと。片一方では、社会公益、法益に対する罪でわいせつだということ、性器が描かれていないんだからわいせつではない、だから売っていいんだ。

これは18歳未満に売っていいかどうかという問題よりは、世の中でああいうものを販

売することを許していいかで、そうすると、今、取り締まるというか、ツールとしては18歳以下でやるしかないんですが、そもそもそういうものを広く売る権利があるという主張はないような気がするんですけども、その辺のところは今後一つ課題になっていくかなと思いますが、これは漫画家集団の虎のしっぽを踏む行為ですから、これは大変慎重にやらないといけない。ただ、本質はそういうことだと思っているんですけどね。

○加藤副会長 今、前田先生がおっしゃったように、大変難しい行為で、どちらにするかというのは大変難しいんですが、おそらく今期でこの問題を取り扱おうとすれば、多少本格的な性に対する描写をどう捉えるかという理論的なことをきちんとしておくほうがよいかなという感じを持っています。

例えば前回の出版倫理協議会の会長さんも言われていましたように、ある作家の名前を具体的に挙げて、資料1の2にも書いてありますけれども、世界的な有名な作家、世界じゅうに翻訳されているような中でも高校生のセックスが書かれているというようなことで言われたわけですが、そういう議論をしていくと、結局、なかなか規制が難しいと思うんですね。

つまりどこが、規制の対象となるものと、そういう世界的なベストセラーと違うかという、性そのものを書いている場合と、性を通して何かを書こうとしている場合とは基本的に違うと思っているわけです。

人間にとって親しさとは何かということを書こうとするときに、どうしても性の問題というのは触れてこざるを得ない。書こうとしているのは性じゃなくて、人間にとって親しさとは何かという人間の本質論を書こうとするとき性というのは出てくる。

あるいは、人間の心と体はどういう関係を持っているんだということを書こうとすると、性の露骨な描写も書かざるを得ないわけですね。

例えばセックスのものすごい過激な、乱交の場面を書くとしても、その場面を書くことで、人間の肉体というものがどうしても感情とかかわってきてしまうんだというようなことを書こうとすれば、その描写というのはどうしても必要になってくる。

したがって、規制の対象になる側の書物で取り扱っているものは性そのものを描いている。性を書くことが目的である。もう一方の、出版倫理協議会の会長が言われたように、こういうふうになってきているのに取り締まりがおかしいというような言い方をされると、性を書くことが手段の場合と、性を書くことが目的の場合とがごっちゃになってくるだろうと思うんですね。

漫画の問題がありますけれども、大変な主張を持っている方たちもたくさんいるわけですので、出すときにはきちんとそこら辺のところをはっきりさせなきゃいけないと思うんです。

もう一つは、後藤委員の発表は素晴らしいご発表をいただいたわけですが、例えば児童ポルノを読んでいる人が、児童ポルノにはまっている人は非常にまじめなサラリーマンである。これは僕は非常によく理解できるんですが、非常にまじめで、過剰な規範意識という呼び方をしてもいいと思うんですが、過剰な規範意識を持っている、社会生活において過剰に適応して、過剰な規範意識を持っているけれども、一方で児童ポルノにはまってしまう。それはなぜなんだろうかというところを考えて、そこら辺の説明まできちんと踏み込む。性というものをどういうふうに捉えるかということ、理論的バックをきちんとした上で、これはこう規制する。アニメであろうと漫画であろうと、具体的に実在しなくても規制するんだというときには、性の問題はこういうことなんだということ、きちんと理論的な背景がなくてそれをやると多少いろいろな問題が出ると思うんですね。

性の問題を、実在しない人間の、アニメとか漫画の場合のどこが問題かという、今申し上げたように、非常に過剰な社会適応をして、過剰な規範意識を持っている人が一方で児童ポルノにはまるということは、性に対する健全な意識がなくて、性に対する自分の性欲とか性の衝動を自分の意識から追放して、意識の中に性の衝動を持っている。だから、性の規制というものが、人間が性の抑圧、衝動を無意識に追放するような性の規制はよくない。

一方で、性の欲望を、今度は逆のほうなんですけど、肥大化させるようなことも非常に困る。したがって、性の衝動を無意識に追放することまで規制してはいけないけれども、一方に、性の衝動を肥大化するような形のところまで許しちゃいけない。そのバランスの中間点のところ、こういういろいろな漫画とかアニメの規制をするべきなんだというふうな考え方をすると、基本的にこういう規制が出るべきだというような形でないと、今期は非常に平和にやっておりますが、問題が出るときは、私もそのとき出していただいたんですが、退席をしていただかなければならないような、議論そのものがないというようなこともあるほどの激論の場になりますので、きちんとした、堂々とした理論的な背景を持って、東京都はこういう形でこの問題を考えて規制するんだというふうに、ここは出していくべきではないかなというふうに個人的には考えております。

○前田部会長 ありがとうございます。今回、次の話にも出てきますけれども、ネット

の問題と書籍の問題、どういうウエイトでどう、また、前に出て行くかということは難しいところだと思うんですね。

ただ、初めにご報告いただいた児童ポルノの問題が非常に大きなウエイトとありますが、影響がありますので、それをネットで問題だけでなく、書籍に広げていったときにどこまでいくか、国がこれから議論し始めようとしている漫画について、この会としてどこまで、今の段階で踏み込めるかというのはちょっと難しいところが、確かに先生おっしゃるとおり、あると思うので。

ただ、これは課題として常に考えていかなきゃいけないところだと思いますね。

ほかに資料3に関してのご意見で、合わせて、まとめていくときに不可分に結びついてくるんですが、ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響の論点、前回ご説明いただいた資料4ですね、これと両方合わせて、今回の青少協でどういう提言をしていくかということのをそろそろ視野に入れて、ご議論いただいて論点をまとめていただいて、資料3も非常にわかりやすくなっているわけですが、両方合わせて、今後の方向性になるべくつながる形でご発言いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○内山委員 資料3の児童ポルノ、実在しない児童への描写ということですがけれども、皆様方の議論を聞いていて感じたことを述べさせていただきます。私、1回抜けているので、もしかしたら勘違いをしているのかもしれないんですが。

今聞いていて感じたのは、児童に対する性行為ということで考えられていないのは、子どもに対する人権ということだと思うんですね。描写されている児童は、どの子どもも、描かれている児童となり得るものなので、特に性行為の場合は、相手との了解ということを考えて見ますと、幼い子どもの場合は、性に対する意味とか理解度が著しく欠けていると思うので、そういう子どもに対して、大人と同じような考え、普通の相手と同じだと考えること自体が非常に配慮を欠いたものだと思うわけです。

本来してはならないものだという、それが児童に対する人権ということで、その部分が著しく侵されているのではないかと考えます。だから、子どもを対象とした、漫画であっても、それは等しく実在しない児童ではなくて、どの児童であってもそういう代表となり得る可能性があるのではやっではないかと考えていきたいと感じました。

○徳本委員 私の意見は本質的な部分の話ではなくて、資料3の に関する記述についての若干のコメントということですが、9条の2の努力義務が存在している、その努力義務を果たすように、果たしていないと思われる業者に対しては勧告をする、勧告に

従わない場合には、先ほどのご説明ですと、制裁として公表するということですが、私も自信を持って言うわけではないのですけれども、最終的に制裁に至ることだとすると、努力義務という部分が何となく違和感を覚えてしまうんですが、勧告が行政指導なのかもしれませんけれども、行政指導をして、それに従わない場合には公表するというパターンがあるのかもしれないんですが、努力義務について、こういう形で制裁に結びつくということに関して少し違和感を覚えたというのが第一印象でした。

おそらく公表をすることとしても、制裁を目的とするというよりは、むしろ一般市民に対して情報を提供するという目的で、こうしたしくみを整えていくほうが個人的にはしっくりくるような印象を持ちました。

情報を提供するといっても、制裁的な機能は一切ないかといわれると、そうではないんでしょうけれども、そのほうが、説明の仕方としてはいいのかなという気がいたしました。

努力義務という部分ですけれども、これはやっぱり努力義務にしておかないと問題があるということだったんでしょうか。これは質問ですけどね。

○前田部会長 徳本委員のご質問に先に答えて、内山委員のは後でつなげさせていただきますが、先に、今の点をお願いいたします。

○青山青少年課長 確かに勧告に対して制裁というのは論理的におかしいので、説明の仕方が悪かったんですけれども、努力義務は、今はとりあえず努力義務なので、それを前提として、そう書いてはおりますが。

○前田部会長 よろしいでしょうか。

○徳本委員 はい。

○前田部会長 資料3の にかかわる部分で、実在しない児童の描写のことをどうしていくかというのが一つポイントになっていくかと思うんですが、不健全図書類の指定基準に加えていく、政府に要望するというのはあれですけど、あと、販売自粛を勧告ということですね。

先ほどの議論で、私も理解が不十分だった面があるんですが、今、内山先生が指摘されたことは非常に大事なことで、従来は人格を否定するというと、実在する人たちのことに限って議論しているところが強すぎて、考えてみますと、漫画で描かれた女の子にはみんなが当てはまるので、当てはまる全児童の人格を否定するという捉え方が非常に弱かったと思います。

ただ、先ほど私が申し上げたのは、幼稚園児と性交して、それを写すことが、被害者が

いないからいいとか、性器が詳しく描き込まれていないからいいみたいな議論というのは、どう考えても違和感がある。刑罰的にも強姦罪には当たっているんですよね、12歳未満であれば。それを漫画にして、それは表現の自由なんだと。そこにカタルシス理論なんかがかくつついてきて、漫画があるから自分たちはやらないんだという議論はどう考えたっておかしいんですよね。

もう一つ大事なものは、そういう漫画って、この間もそうなんですけど、幼児は喜んで書いてあるわけですね。これは社会学的な児童のことをやっている人たちも、それは困る、まずい、これは助長すると。

ですから、徐々に、世界全体としてみれば漫画についての規制をする方向に動いているわけで、そちらの方向に動いていくわけですがけれども、そのこのところは、加藤先生のご指摘になったように、この部会として、今期中でどこまで具体的にそれを出していくか、その準備ですね、相当、さっきおっしゃった理論的な詰めというか、理論武装というか、それは大事になるけれども、内山先生のご指摘、非常に大事なポイントだと思うんですね。

この間の国会でも、民主党の側は、具体的な被害者がいない限り法益侵害がないという感覚が非常に強いんですね。ただ、それはちょっとおかしい。単純に社会の風俗というおぼろげなものというよりはもうちょっと、児童の権利と言うのであれば、具体的な侵害があるような感じがするんですけどね。

これはまた検討していく必要があると思っていますが、ほかにどなたか。

○木村委員 今お話を伺わせていただいている、一つは被写体の問題のレベルがあって、この場合、実在する児童が被写体になっているときは違法であるということに関しては何の問題もなく、実在しない児童の問題があって、もちろん成人の場合であっても問題が起きる場合というのも当然ある。

閲覧者のレベルで、児童に見せないという問題と、成人が見てもおかしいというケースがあって、そこに何がというところで、表現と描写というところで、性器をそのまま表現していれば違法ですし、そこに性的刺激を持つ表現とか、そこに児童というものが表現されている場合とか、凌辱的表現とか、さらに芸術的表現とか、表現描写自体のレベルがある。これが組み合わせさってマトリックスになって、どこをどうすればいいかというところで、今のところは、被写体が実在する児童の場合と、表現、描写自体があからさまであるという、ここだけのところなので、その組み合わせのところには何が入ってきているかという、一つは人権、人格の問題で、実在する児童であれば、法益はそこで特定されるん

だけれども、実在しない児童の場合はどうか、さらに言えば成人女性であったとしても、さらに言えば、今はデジタル加工で、成人の女性だけれども子どものように表現をしてというようなモーフィングみたいなものもあるわけですから、さらに、今、サイトの問題だけを扱っていますが、どちらかといえばP t o Pというか、いわゆるファイル共有のシステムとか、人数グループとかチャットみたいなもので児童犯罪が行われるところもあって、そこをどう取り組んでいけばいいんだろうかというふうに私自身は思いました。

もう一つは判断能力の問題で、判断能力で、小中学生と高校生と親が絡んでくるので、これからの議論としては、先ほど申し上げたように、被写体のレベルと表現のレベルが違って、その組み合わせのところに、守るべき人権、人格と判断能力をどう捉えるかということで、とりあえずは理論武装なりを考えていく必要があるのかなと。

まだ抽象的な段階なんですけれども、感想を述べさせていただきました。

○新谷委員 この前も感じたんですが、出倫協の方がおっしゃった、文学でこういったふうになっているから漫画もいいんだと。漫画と文学は全く違うと思います。

アニメ、漫画と言っているので、文学の世界でどういう表現が認められて、世界的な作家がどうというのは全く関係がない。今回はアニメ、漫画に特化していますので、文学として性表現がどうのこうのということと全く違うと思います。そこは分けて、それは違うとはっきり言えると思うんですね。文学の問題を、アニメ、漫画の問題に持ってくるのは、この前もおかしいなあと思ったので、それは違うと思います。

細かい議論がたくさんあると思うんですが、何でそういった人のことまでそんなふうに変えなきゃいけないのかなと思います。

規制とか法律というのは、公共の福祉の全体の、国民全体にマイノリティとマジョリティがあると思います。マイノリティに配慮しなくてはいけないということは当然ですが、そのプラスとマイナスが相反する場合が多い。そういったときにどちらをとるのかというと、全体の福祉というかプラス、それをとっていくというのが、行政というか、全体のスタンスではないかと思うんですね。

今回、信頼されるほう、危険が及ぶ、不愉快に思う、子どもの被害そういったほうのマイナスと、そういった特別な方の楽しみというか、どっちに重きを置くのか、軸足をどこに置くのかということころは、全体としてガンと持っていていいと思うんですね。マイノリティに配慮しすぎたあげく、当たり前なのが否定されて通らないというのはどうしても私は納得できない。

特にこの問題は、子どもの権利条約とか人権とかやってるわけですよ。先進国、ほかの国はちゃんとそれにならって、子どもの人権とか権利とかいろいろなものに配慮して、法規制や条例とかがある現実の中で、日本だけがそういうことに配慮しすぎて進めないというのはすごく不思議なので、細かい議論も大事なんですけど、そういう団体の方たちに対する説明とか調査データもそうなんですけど、極論を言うと、示す必要もないくらい当たり前、正論でガンと言っていいのではないかなと、そのくらい強く私は思います。

○前田部会長 具体的に報告書を書いていく段階で、こういう議論の詰めというか、考え方の整理が必要だと思いますが、きょうの段階ではいろいろ出しておいていただいて、議論を先へ進めていきたいと思うんですが、今の関連で、この間、国会で児童ポルノの議論をしたときに非常におもしろいことがあったんですね。

子どもの人権人権と言う有名な議員さんが、児童ポルノといっても宮沢りえのヌード写真集は芸術できれいじゃないか、あなたはそれでも禁止するんですかと言って、その人がアグネス・チャンさんにケチョンケチョンにやられちゃうんですね。

国会図書館でも閲覧禁止になっているし、その議員は何で見たのかといたら、国会質問するから無理やり見せてもらったんですと。アグネス・チャンさんが、15～6の写真、そんなにあなた見たいんですか、これが何で芸術なんですか、芸術だと思う人はいいかもしれないけど、児童の全体の世界の流れの中で児童ポルノを考えると、あなた、18歳までなぜ待てないんですかと言われたときに、その人は言葉を失うんですね。芸術というんですが、典型的にある程度のところで、それも国民のコンセンサスが非常に難しいし、逆に与党の側で厳しくと言っていた人も、宮沢りえの写真ならいいのにみたいな動揺が見えちゃうところがあるんですよ。法案の審議ってあんなものなんだと思いました。

でも、アグネス・チャンさんの論理的な説明であり、しかも情に訴える説明で、児童ポルノを禁止する、今禁止しているものそのものなんですけれども、それは非常に説得力があったと思うんですが、一番児童の人権と言っている人が、あの程度なら芸術的きれいだからいいじゃないですかと、平気で国会の場で言うということですね。名前を出すと、その議員さんかわいそうだから言わないけれども、そういうことがあるということですね。

児童ポルノの問題というのはなかなか一直線ではいかない。男の意識と女の意識の差みたいなものもあると思いますね。ですから、同じ反対派でも、小宮山洋子さんなんかは、やっぱり取り締まるべきだ、そんな理屈じゃなくてやるべきだと、女の人でも言うわけですよ。それは単純に政党とか何とかだけではないことはあると思いましたね。

いずれにせよ、ここでも審議会としていろいろな議論をして、中身のコンセンサスをつくっていかなきゃいけないと思うんですが、特にさっきお願いした資料4の「ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響に関する論点」について、このところ書籍のほうに移ってまいりましたので議論が出にくいとは思いますが、また、起草委員会をついた後、議論していただくので構わないと思うんですが、あれば出していただきたい。

それと、近藤先生には恐縮ですが、いままで議論を聞いたところで何かございましたら。それから大葉委員、何か出していただけたら。

じゃ、先に住田委員にお願いして、その後、大葉委員、近藤委員の順にお願いしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○住田委員 皆さんの意見を聞かせていただいて、全くそのとおりだなと思ったのは、性が目的か手段かというのは大きな違いだと思いますので、この辺はきっちりしていかなくてはいけないと思います。

それから、どうしても私は母親の視点から物を見ていますので、資料3の の、子どもの撮影を保護者が同意した、この件で、やっぱり保護者に対する何らかの罰は必要ではないかなと私は思っています。保護者がOKしたからといって撮影した人を児童福祉法違反で取り締まることも難しいなどということがあってはいけないと私は思います。

子どもの人格、人権というのはキチッとあるものですから、いくら子どものことであっても、親はそれを侵害してはいけないと思っています。虐待と同じですよ、こういうことは。この辺はきっちり変えていきたい、訴えていきたいなと私は思いました。

○内山委員 虐待という概念が日本では、家庭内で子どもを監護する者にだけ適用されているんですけど、諸外国は第三者も全部虐待に入れているんですね。第三者からの、例えばわいせつ行為とか。

その中で、聞いていてだんだん思い出してきたんですけども、虐待についての法律を見ていったときに、写真屋さんが、子どもを扱う専門家の中に入っていて、裸の写真を現像したりする、今、デジカメになっちゃったので、この役割が失われてきているんですけども、そういうのに気がいたら必ず通報しなければいけないというような条項が必ず入っているので、日本でもそれに近いような概念を取り入れることが可能じゃないかなと思いました。ちょっと気がついたので。

○大葉委員 いろいろ参考になる意見がたくさんで、きょうは本当に勉強になります。前回お休みさせていただきましたので、ついていけない部分もあるかもしれないんですが、

私のほうで、こちらも対策に盛り込まれたらよいなという意見を述べたいと思います。

資料3の の真ん中のあたりで、「不健全図書の指定基準を満たすに至らないものでも、低年齢の青少年が保護者の指導を受けずに講読することで、性に対する誤った認識を抱かせるおそれがある」という一文で、「保護者の指導を受けずに」とあるんですが、私も今、毎週のように中学校や小学校のPTAに呼ばれて、全国の講演会に回っているんですね。

実際には保護者のほうで性に対する誤った認識を阻止する力が今、非常にない状態になっています。逆に、どのように正しい認識を持たせてあげたらよいかというガイドラインのようなものもこの国には不在ですので、子どもがそういったポルノのものとか、児童ポルノのものじゃなくて、子どもにとって害があるもの入手しているのを見つけたときに親がどのように指導すればよいのかということもわからないでいる現状があります。

そのあたりを親御さんたちはどういう対策をとったらよいかということで、いろんなアイデアやアクションプランを伝えてほしいということで全国を回るんですけど、そのあたりも、地域や都内でも、保護者の子どもたちを守る力に火をつけないと、制裁論とかルールとか、何度か質についての議論をこちらが進めている間に量がどんどんふえていくことを危惧していますので、正しい認識を広めるためにも方策というか、対策がつけられたらよいのではないかと考えています。

先ほど、性同一性障害と同じような位置づけで見ていくことが大事という議論があったんですが、大変深いところになるとは思うんですけども、どう考えても社会からの集団暴力になってしまう、このまま放っておくと、被害にあった子どもたちに対して生き殺しというか、集団暴力以外の何ものでもないと思うんです。そのために何をするかというところで、こういったものが世の中にはあるよね、不潔で気持ち悪いし本当に嫌だけどもあるよねということが現状、育児をしている者たちのリアリティで実感です。

そこで、例えば痴漢がまちにいるのでこうやって気をつけましょうというふうに連絡網が回ると、保護者のほうも、こういうのがあるんだ、こういうふうに守ればいいというアクションプランが明確になるんですね。

例えば児童に対する児童ポルノの愛好者の人たちが児童に悪影響を与えとか、漫画のひどいものが出ているといったら、その人たちはある障害を持っているんだというような認識を主流化していくことはできないものかというのを、お話を聞いていて思いました。

漫画家の方たちがすごい議論を持ってきて、何とか法制化するという人たちに対して攻撃をするということだったんですけども、どう考えても暴力で、エビデンスを出す時間

もない、必要もないくらい暴力ですね。

人権という言葉にくるまっちゃって、宮沢りえだったらいいんじゃないかとか、結局あいまいになっていくので、子どもの人権って何か、子どもの権利条約は何と言っているかという、世界の子どもたちが安心と自信と自由を持って未来に夢を持てるようにという具体的なことが言われているわけですね。子どもの人権侵害をしたり、子どもに暴力を振るったりする人たちに対しての社会の認識をもっと作っていき、保護者の人たちも毎日、子どもたちを守ることができるような具体策も出していく必要があると思いました。

性同一性障害という同じ位置づけで、子どもたちに対する性暴力を好む人たちを逃がしていくとしたら、障害という見方、認知障害を起している人たちという見方を主流化する必要があるのではないかなと思うんです。

ただ、刺激とか好みとか、髪の毛の長い女性が好きか、髪の毛の短い女性が好きかと同じようなレベルで語られているのが、親としては本当に許せないと思うんですね。子どものアニメだったらいいとか悪いとか以前に、この国は子どもたちを見殺しにする。これを許していることで、子どもたちの精神死、社会死状態を助長していくことになりかねないと思いますので、対策論の中に、そういった障害、認知に対して障害がある、感性だけだったら、暴力だということがわかっているんだったら、証拠もないのにという議論を突破できるような対策も考えていきたいなと思いました。

ちょっとまとまらなくなってきましたけれども、そういった性的に逸脱した行動に出るレベルとか傾向とかあると思うんですが、これらの被害を与える人たちの傾向、生育歴とか、神経伝達物質とか、どんな症状があるのかということで、医学的な面からも、そういった人たちの属性を明らかにして、保護者の人たちに、痴漢が出るから、あのエリアは気をつけましょうと同じように、今、私たち保護者が育てている子どもたちの中にも、将来、児童への性虐待をする子どもたちが育っていくことを防ぎたいと思いますので、長距離的なものと短距離的なものと、広範囲のものと、狭い範囲のものとして分けて、性に対する誤った認識を抱かせることを防ぐために、正しい認識はどうやって持たせたらいいかということも、東京都がリーダーシップをとってつくっていただきたいと思いました。

長く、広範囲にわたってしまいましたが、意見です。

○前田部会長 ありがとうございます。じゃ、近藤先生。

○近藤委員 こんにちは、近藤です。私は今回の会議にはほとんど参加できなくて、何か言うといっても、本当に申しわけない思いでいっぱいですが、過去にいろいろ会議に出させていただいて、その中で思うことは、考えている常識的な判断というのは、おそらく多くの人が共有のものを持っていると思います。

今、アニメとか漫画という話で、それが芸術とか、いろんな形で、いろんな考え方を言っている人がいますが、私は学校で教育を中高生に教えていますけれども、いわゆる女子校ですけれども、漫画部もあります。生徒たちに写生をさせたり、漫画を描かせたり、学校でしたときに、性描写とかそういうものをみんなが描いているという姿が、親も含めて、それでいいんだ、芸術だ、正しいんだと思う人がいるかと考えてみれば、そんなことはあり得ないわけじゃないですか。

文科省の学習指導要領どおりに教育をやろうとは思いませんが、社会における常識というのはあってしかるべきと。そういう視点から見れば、例えば宮沢リエのヌードが芸術であったと思う議員さんがいるんだったら、うちの学校へ来て、みんなきれいなんだからおしり見せてとやれるのかということを考えれば、現実的にはそんなことあり得ないわけじゃないですか。そういう視点で物事が組み立てられれば大体のところは落ちつくとは思っています。

ただ、ここで会議しているのは、おそらく東京都がそういうものに対してどういう施策を持って防げるか、条例なりムーブメントなりの中で行えるかということであれば、ここで決めたことが一つの条例となっていく過程では、できるだけ実効性が上がるような策をとりたいということで、以前であれば、ここでそういう議論をしてしまったこともありませんよね。

淫行のこともやりましたね。淫行条例がなくて、淫行なんて、お互い恋愛感情でつき合うのが何が悪いんだと言ったので、私自身がここで言いましたよね。私、今、理事長校長ですが、私の学校にいる生徒に、13歳の子に恋愛感情を持って、お互いに持っているんだって性行為を行ったら、それが許されるのかと言ったんですよ、現実的にね。そしたら、そんなことはあり得ないと。あり得るかどうかわからないじゃないですか、そんなくだらない議論までここでした。むだな時間を過ごしたなあとは思っていますけど、そういう考え方の人もいるということは現実としてあるので、何かを決めて進めていくためには実効性、今お話を聞いている限りでは、ほとんど同じ基盤に立って物をおっしゃっているんだろうと私は感じたのでひとつ安心はしているんですが、実際にこの部分をまとめて

やっていく場合には実効性が伴わなきゃいけないから、相手方のそういう考え方の人たちもどうやって理論的に否定するかというのはキチッと、防御という意味では考えておかなきゃいけないのかなと思っております。

何よりも教育が、親が一番大事ですけど、親がいろいろと足りない部分でいえば、幼稚園から始まる教育というのが大事だと思うので、できるだけそういうものが目に触れない環境をつくり上げてあげて、大人になってから人格の一部として、性というものは喜びでもあり、これからずっとそれを背負って男女で生きていくわけですから、当然、正しく理解しないといけないと思っていますけれども、その部分だけを、何も人格ができ上がっていない人間に、芸術だと称して何を見せたり、やらせたりというのはとんでもない話ですから、そこははっきり区別していくべきだと思います。

皆さんのいままでのご意見がまとめられているんだと思いますので、いい答申になればと思っております。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。委員からのご発言、十分ではないんですが、いただけたと思いますので、これをさらに発展させて、今、近藤委員のお話にもありましたように、答申の方でまとめていくという意味で、たたき台というか、軸をつくっていかなきゃならないと思います。いつも起草委員会的なものを設けて、それをもとに委員会で議論する形をとってまいりましたので、今回の起草委員会といいますか、専門委員会の今後の運営について、事務局のほうから原案をご説明いただければと思います。

○青山青少年課長 資料5というA4の1枚を用意してございます。こちら、専門部会及び起草委員会の運営についての事務局案でございますが、総会から数えまして専門部会、本日、第8回、7月9日の分まで無事終わったところですが、この後、できれば、ある程度ご意見を出していただいて論点が明確になっているところもございまして、起草委員会を開いていただきまして、答申、具体的にどういった目次でやるか、進め方等について検討していただければと思っております。

起草委員会では答申案の具体的に文章化されたものを作成していただきまして、専門部会の方々にも随時ご連絡をとりながら、お諮りしながら、ことしの9月に拡大専門部会ということで、形式的には総会と同じような形で、大きな部屋で、東京都議会の方々、行政機関の方々も入り、プレスの方々にも公開するような形で拡大専門部会を開けたらと思っております。

拡大専門部会で公表に資するのと同時に、今回いろいろ、都民の方の権利義務といいますが、生活にもかかわる事項ですので、パブリックコメントという形で、都民の方からの意見を聴く機会を設けたいと思っております。

拡大専門部会でのご議論を踏まえまして、また専門部会を開いたり、起草委員会もしくは専門部会を開いていただいて、できれば11月下旬には総会で最終答申をいただければというスケジュールで考えております。

○前田部会長 今ご説明いただいた資料5ですけれども、今が7月で、9月に拡大専門部会をとということですね。その後、10月、11月に議論をしてまいるわけですが、答申案の案そのものというよりは、草案の作成ということでございますけれども、起草委員ですが、加藤副会長とご相談させていただきまして、諮問の内容を踏まえまして、いままでの議論、きょうもご審議いただきましたけれども、固まってきたものに関して、インターネット、児童ポルノの問題を軸にたたき台をつくっていただく。

そうしますと、インターネットにお詳しい吉川委員と、児童ポルノの問題にお詳しい後藤委員にぜひ、ご専門の関係もあって、起草していただくのに適任かとこちらで判断いたしまして、お引き受けいただければと思っております。

もちろん加藤先生に加わっていただいて筆を入れていただくことも考えています。部長をお引き受けしている関係もあるので、私も若干はお手伝いさせていただくつもりでございます。そういう方向でよろしいでしょうか。

もしご承認いただけるとすれば、先ほどの予定にもありましたように、夏休みで恐縮ですが、起草委員会を7月から9月の間に2回程度開かせていただいて、なるべく早く、でき上がった案を委員の先生方にお戻りする形で議論を実質化してまいりたいと思います。

事務局のほうから、以上のことでよろしいでしょうか。

○青山青少年課長 ありがとうございます。

○前田部会長 それではこれで、本日は非常に貴重な意見をいただきまして、ただ、加藤先生からもご指摘があったように、児童ポルノの文章に関して、特に漫画関係、これは相当慎重な議論が要するというご指摘がありましたので、そこを踏まえて、これは起草委員会というよりは専門部会、ここの場で何回かきっちり議論をして、外に出せるような、ただ、ここの議論はかなり公にはしているわけですよ。公開しているわけですよ。

○青山青少年課長 はい。先生方に見ていただいております、チェックを終わった議事録をホームページに順次アップしています。今、第5回ぐらいまで出てきています。

○前田部会長 彼らは本当に、児童ポルノの漫画の部分が出ているかどうかということに非常にナーバスになって、そのグループは、ここの青少協で何をやっているかということをものすごく気にしていますので、だから議論しないということではなくて、きちりそれに応える議論をしていかなければならないと思っています。

それでは、第1回の起草委員会を、事務的な面が中心になるかもしれませんが、先ほど急に申し上げて恐縮ですけれども、本日の専門部会の後に開かせていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

○青山青少年課長 先生方、専門部会、しばらくごさいませんが、本当にありがとうございました。起草委員会で討議したものをいろいろお示しするというような形でいきたいと思っております。

事務局からごあいさつといたしますが、私事ですけれども、本日付で異動になることになりまして、この後、青少年問題協議会が終わった後に辞令をいただくんですが、2年4ヶ月、東京都の青少年課長を務めさせていただいたんですけれども、青少協で先生方のご指導をいただきましてありがとうございました。

こういった形で、最後までかかわることができずに異動になるのが非常に残念ですが、大変お世話になりました。後任者が参りますので、しっかり引き継いでまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○藤井青少年対策担当参事 合わせて、私のほうもごあいさつさせていただければと思います。

青山と違いまして、私のほうは東京都の幹部異動のスケジュール、7月16日の異動なので、新聞等に載っているのですが、きょうごあいさつだけさせていただきますが、来週の16日に、昨年4月からお世話になったんですが、生活文化スポーツ局のほうで、文化関係の仕事に異動ということになりましたので、合わせて、この場をおかりして、短い間で大変恐縮でしたが、お世話になりました。本当にありがとうございました。

そういうことで、専門部会、しばらくは夏を挟んでということでもよろしくお願いいたします。

○前田部会長 それでは、これで今回は閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後3時54分閉会